平成２６年（フ）第６４号
福岡県直方市大字感田2252番地９
債務者　梅崎　秀行
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第６０号
福岡県行橋市大字高瀬249番地２　グリーンハウスＤ
債務者　吉武　浩二
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
福岡県行橋市行事４丁目17番７号　コーポ一城104号
債務者　黒下　幸子（旧姓津民）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志16757番地１、住民票上の前住所埼玉県上尾市大字瓦葺1330番地３
債務者　水町　克仁
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第６０号
宮城県柴田郡大河原町字東桜町３番地16
債務者　玉渕　　綾（旧姓木村・官沢）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１８８号
秋田県潟上市昭和大久保字宮の前69番地
債務者　鎌田　厚子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８９号
秋田県潟上市昭和大久保字宮の前69番地
債務者　鎌田　元直
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９０号
秋田市浜田字藍ノ原91番地５
債務者　加藤礼子こと　加藤　礼子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５号
茨城県北相馬郡利根町大字布川618番地201
債務者　助川　勝美
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
長野県中野市大字江部832番地１　メゾンドアコールＢ棟201号室
債務者　長澤　幸枝
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７８号
長野県下伊那郡天龍村平岡920番地８
債務者　遠山　滋夫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５２１号
兵庫県尼崎市七松町３丁目12番18号
債務者　赤松　忠志
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５８号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町１番27―607号
債務者　玉置　清美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１３号
奈良市北之庄西町１丁目８番地の７　ブレスト北之庄Ｖ303号
債務者　安東　公子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２５号
徳島県板野郡板野町吹田字町南８番地４、旧住所徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地110
債務者　小川　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３０号
徳島県徳島市末広４―４―38　県営末広南団地113、住民票上の住所徳島県阿南市那賀川町大京原875番地２
債務者　佐竹竜太郎
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目215番地コーポ鬼窪１棟２号
債務者　髙橋みどり
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部